

## 道の駅「来夢とごうち」再整備基本計画策定検討委員会設置要綱

## (目的)

第1条 道の駅「来夢とごうち」再整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、実効性の高い計画を策定することを目的として、有識者及び関係団体等からの意見及び助言を聴くため、道の駅「来夢とごうち」再整備基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画の策定に関し、必要な検討を行う。

## (構成)

第3条 委員会は、別表1の有識者、団体・機関の代表者又は担当者をもって組織する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定が完了するまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となり議事を進行する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

## (専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会の会議の円滑な運営を図るため、食と農に関する検討を行う。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、安芸太田町企画課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。